

平成26年6月定例会 一般質問
(2014年6月17日)

真木 大輔

挨拶

真木大輔

おはようございます。

では、今回、意外と量がありますので、早速一般質問に入らせていただきます。

1. 子供の安全について

- (1) 公園や広場等に設置されている町会の物置を、全て地面に固定すべき。
- (2) 保育園からの事故報告書の提出基準の明確化及び事故情報の共有を図ってはどうか。
- (3) 小中学校の運動会における、組体操の安全対策及びAED設置場所の周知について。

真木大輔

それでは、件名1、子供の安全についてでございます。

こちら、よく言われることですが、一見大きな事故があるその裏には軽微な事故が幾らかあって、またその裏に大きなヒヤリ・ハットが隠れているということで、重大な事故を防止するには、ヒヤリ・ハットの段階で対処していくことが必要であると、そのような考えのもと、以下質問させていただきます。

それでは、(1)町会の物置についてでございます。

先日、市内のある広場で物置が強風によって倒れました。物置の周りでは、子供たちが隠れんぼうしていたり、また物置の上に上ったりと遊んでいることもあるようですし、また近年は突風や竜巻などがふえているので、なおさら対策が必要であると考えます。公園や広場に設置されている町会の物置は占用物件として市が許可を与えているものだと思いますか、そこで、質問をいたします。子供の安全のためにも、公園や広場などに設置されている町会の物置を全て地面に固定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続きまして、(2)保育園の事故報告書についてでございます。

先日、民間の認可保育所にお子さんを預けている保護者の方から、園内で病院にかかるような事故が起きたということで相談を受けました。その事故について市のほうに確認したところ、その保育園から報告は上がっていないということでした。市が入園者を募集して認可保育所に案内しているわけですし、少なくとも各認可保育所の安全管理の状況は把握する必要があると考えます。

そこで、質問いたします。保育園が市に提出する事故報告書について、提出基準の明確化及び事故情報の共有を図ってはいかがでしょうか。まずは現状の事故報告書の扱いについてお伺いしたいと思います。

続きまして、(3)小中学校の組み体操とAEDについてでございます。

まず、組み体操についてお話しいたします。こちらに昨年度の全国の小学校における負傷、疾病のデータがございます。小学校で行われる50種目のうち、事故の多いものから4つ種目を今から上げていきたいと思っております。まず、1位が跳び箱運動、こちら1年生から6年生の6学年がやるもので、1年間で1万5,384件の負傷、疾病の件数がございます。

2位がバスケットボール、こちら5年生から6年生の2学年が行うもので、件数は1万4,362件でございます。3位がサッカー、フットサル、こちら3年生から6年生の4学年が行うもので、件数は7,183件、そして4位が組み体操でございます。

こちら指導要領に学年の記載がないというか、指導要領に載っていないものでして、恐らく6年生が中心になってやるものだと思います。学校によっては、5年生と6年生合同ということもあると思います。しかも運動会のみで行われるというものにもかかわらず、事故件数は6,540件と非常に多くなっております。しかし、組み体操は事故の件数が多いだけではなくて、けがをする場所が危険な場所が多いというデータがございます。

まず、頭部、頭を負傷する割合は、跳び箱運動においては1.7%、全ての負傷、疾病のうちの1.7%です。バスケットボールは1.6%、組み体操に飛びますが、組み体操は8.2%と5倍近く危険性が高いです。次に、頸部など体幹部負傷の割合は、跳び箱運動においては13.2%、バスケットボールは1.9%、組み体操は22.4%となっております。最後に、外部衝撃などに起因する疾病の割合、こちら記憶障害などの重度な後遺症が残るものの割合が、跳び箱ですと1.1%、バスケットボールは1.1%、組み体操は3.3%となっております。このように事故の件数が多い、そしてけがをする場所が危険だということのほかに、例えば2011年から2012年にかけての事故数の変化率においては、組み体操がプラス9%と1位でございます。

先ほども申しましたように、組み体操は指導要領に記載はなく、また組み体操を禁止している教育委員会もあるとのこと。厚労省が出しております労働安全衛生規則におきましては、2メートル以上の作業には厳格な安全管理、例えばヘルメット着用、手すりや防護ネットなどをつけるなどのそのような厳格な安全管理が事業者には要請されております。このようなことから、過去の組み体操によって死亡されたり、また重大な後遺症が残った事故に関しましては、民事訴訟によって賠償請求が起こったりという事例も、全国で過去にございます。また、お子さんを組み体操に参加させることに不安を持っている保護者の方もいらっしゃいまして、私も、複数の御意見を運動会の前にいただいております。

それら現状がある中、質問いたします。組み体操、特に人間ピラミッドやタワーなどの目的と安全対策についての御見解をお伺いいたします。

続きまして、AEDの周知についてでございます。

AEDが設置されている施設内で起きた心臓発作でありましても、AEDが使われない事例があるとのこと。その原因としては、主にAEDは電気ショックを与える治療器具であると同時に、電気ショックが必要であるかどうかを判断する診断器具でもあるという認識が共有されていないこと、またAEDの設置場所が周知されていないことがあるとのこと。

そこで、お伺いいたします。私が参加した運動会において、開会式でAED設置場所の周知はありませんでしたが、AEDの扱いについてはどのようになっているのでしょうか。

以上、よろしくお伺いいたします。

細野孝司 環境経済部長

1、子供の安全について、(1)公園や広場に設置されている町会の物置を全て地面に固定すべきについてお答えいたします。

各町会で公園や広場に占用物件として設置された物置には、防災用備蓄倉庫や清掃用具庫、運動用具庫などがございます。つい最近において、比較的規模の小さい物置の中に強風時に転倒したものがあったことから、当該町会に対して、転倒による事故を防止する目的で物置の固定のお願いを行ってきた経緯があります。

なお、今後につきましては、今回の転倒を踏まえ、さまざまな公園利用や強風時の安全性の確保から、転倒防止に努めていただくよう、占用条件に付すなど行い、各町会に対して実施についてお願いしてまいります。

以上でございます。

三木由美子 こども青少年部長

1、(2)の保育園からの事故報告書の提出基準の明確化と情報共有についてお答えいたします。

現在、公立保育所においては、軽微な事故であっても園児が医療機関を受診した場合は、事故報告書の提出を求めています。民間保育園については、重篤な事故の場合のみ報告をお願いしており、重篤な事故の基準につきましては、厚生労働省から死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故と示されています。

子供の事故に関する情報共有につきましては、公立保育園からの報告を年間で集計し、園長会議で周知し、事故防止に努めています。

なお、担当課では、情報収集を行い、事故の状況や発生原因などの必要情報を速やかにメール等で市内保育園へ周知しております。また、安全な環境づくりをテーマに勉強会を実施しており、本年5月には民間保育園にも参加を呼びかけ、専門の講師により「危機管理と保育者対応」のテーマで研修会を実施しております。

さらに、各保育園においては、ヒヤリ・ハット報告を園内研修の中でを行い、原因と対策を検討した上で、できるところから改善を図っております。ヒヤリ・ハット報告とは、実際に事故は起きなかったものの、危ないと感じたヒヤリ・ハットとした経験を報告するもので、この取り組みは職員の事故リスクに対する認知力を高め、保育園全体における事故防止につながる有効なものと考えております。

山本義幸 教育部長

(3)小中学校の運動会における組み体操の安全対策及びAED設置場所の周知について。

まず、運動会の組み体操の安全対策についてお答えいたします。

日常の体育授業や体育向上の取り組み成果を発表する場である運動会の組み体操は、けがの防止に十分配慮するとともに、内容についても児童生徒の発達の段階に応じて慎重に判断し、実施しております。学習指導要領解説には、体づくり運動の体力を高める運動の中に例示として、人の重さを用いた運動、互いに持ち上げる、運ぶなどの運動とあり、組み体操はその発展として扱っております。

実際に練習を行う際には、安全なわざの組み方や崩し方等の技術面の指導とともに、危険性も十分認識させ、学習規律の徹底を図るなど安全意識の高揚にも取り組んでおります。また、タワーやピラミッドなど高さを伴うわざに関しては、必ず教員の補助をつけるなどの安全対策を行っております。ここ数年、大きな事故は報告されておりましたが、引き続き安全対策に万全を期すよう、各学校へ指導してまいります。

続いて、AED設置場所の周知についてお答えします。

運動会では、本部近くの救護テントにAEDを設置し、事故が発生した際にすぐに対応できるようにしております。今後、AEDの場所について開会式等で来場者にも周知するよう徹底してまいります。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。

それでは、(1)から順次再質問をさせていただきます。

では、(1)の町会の物置についてでございます。

先ほど御答弁で、物置の転倒があった町会にお願いしたということですが、その後、私が確認しても、その物置の上部をひもでネットにつないであるという処置しか行われておりませんでした。ですので、もっと市からの積極的な働きかけが必要であると感じております。一方、広場や公園に設置されているトイレは市の所有物ということもありまして、簡易トイレであっても全て地面に固定されております。

そこで、伺いたします。物置などの占用物件を広場や公園に設置する際に、地面への固定化を義務化することについて、どのようにお考えでしょうか。

細野孝司 環境経済部長

物置等の占用物件の固定方法までを定めた規定は現段階で調べた中ではございませんが、安全面を考えると、公園の利用に支障を及ぼさないような範囲で物置を固定化することにつきましては、市といたしましても望ましいと考えております。しかしながら、費用的な面で町会に負担が生じますので、町会とも十分調整していきたいと考えます。

以上です。

真木大輔

ありがとうございます。先ほど費用がかかると言いましたが、物置の固定には幾らぐらいかかるのでしょうか。

細野孝司 環境経済部長

物置につきましては、小さいなものから大きなものまで数多くございます。基礎の概念も定まったものはなく、例えば物置の下にコンクリートやアスファルトなどが既にある状態では比較的安い費用で済みますが、新たに固定用のコンクリートを地面に埋め込んだ場合には、小さな物置で1カ所大体2万円程度の費用となります。大きさによっては費用がかさむものと考えます。公園内に倉庫を多数設置している町会では、金銭的な負担が大きくなるものと予想されます。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。町会にある程度お金の負担がかかるのは理解するところです。しかし、昨年、千葉県の茂原市の高校で転倒防止策をとっていなかったゴールポストが倒れて、その下敷きになって生徒が亡くなった事故があったのですが、そこでは損害賠償で4,800万円を支払うことになったということです。そのことから、万が一の事故が起きたら、もっとお金がかかってしまうということでもあります。私が工事費用についてインターネットに載っていた会社に電話で問い合わせたり、また近所のホームセンターのドイツに問い合わせたところ、土に穴を掘ってコンクリートを流し込んでアンカープレートで固定するというのが1万円程度でできるということですので、そこで、お伺いいたします。全て町会任せにするのではなく、市が仲介して例えば大量発注によって低価格化を図ったり、また業者の紹介、あっせんなどをしたりなどの働きかけを行ってはいかがでしょうか。

細野孝司 環境経済部長

インターネットとか、あるいはまた近くのドイツでお調べいただいた上での価格ということでございますが、市としては実際に発注していないので何とも言いようがございませんが、それぞれ地元町会にはおつき合いがあらうかと思えます。市内業者もいると思えますので、直接のあっせんや紹介は難しいのではないかというふうに考えます。まず、固定化のお願いをしながら、また町会との協議調整をしながら、要望があれば情報の提供をしまいたいと考えます。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。では、ぜひその業者の紹介などを行っていただきたいのですが、

そこで、今後、そのような例えば通知であったり紹介する以外に、一定期間経過後に固定されているかをチェックすることもぜひ行っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

細野孝司 環境経済部長

おっしゃるとおりチェックは重要だと思いますので、チェックしてまいりたいというふうに思います。

真木大輔

どうもありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

では、(2)に移らせていただきます。保育園の事故報告書についてですが、先ほど御答弁の中で、公立園ではしっかり報告など行っているということです。しかし、例えば民間保育園で重大な事故があった後に、その実態を調べてみたら、軽微な事故がしばしば起こっていたというのでは遅いかなと思いますので、現在、民間の認可保育園は需要過多の状況で、保護者にとっても園を選べないという状況にあると思います。そんな中、民間保育園の危機管理意識をさらに高める必要があると思いますので、質問いたします。

民間保育園の事故報告書の提出基準についても公立園の基準と統一し、また事故情報の共有をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

民間保育園においては、保育対応につきましては各保育園独自の保育方針のもと保育が展開しておりますが、安全な保育環境を把握することはもちろん必要なことだと考えます。今後につきましては、民間保育園に対する事故報告についても、公立保育園と同じ基準で提出をお願いしていきたいと考えております。

また、情報共有につきましても、事故報告を集計した後に、公立保育園、民間保育園ともに発生状況などについて周知し、リスクに対する意識の向上につながるよう努めてまいりたいと考えます。

以上です。

真木大輔

どうもありがとうございます。

では、続きまして(3)組み体操とAEDに移らせていただきます。

まず、AEDについて、こちらは市民生活部へ要望させていただきたいんですが、例えば市民体育祭の地区大会であったり町会の運動会、またスポーツセンターで行われる大会などにおきまして、開会式でAEDの設置場所の周知などを現在行っていないようですので、今後そのようなアナウンスなどを行っていただければとお願いしたいと思います。

それでは、再質問に移らせていただきます。まず、組み体操についてなんですが、ここ

数年大きな事故はないという御答弁で、どこからが大きな事故なのかというのはわかりませんが、また御答弁で5・6年生で体育の指導要領の中に人や物の重さなどを用いた運動とありますが、私、指導要領を調べたところ、人や物の重さを用いた運動の例示として挙げられているのが上り棒、上り綱、うんてい、そして腕立て伏せ、相撲、さらに先ほど御答弁にあったことに関連すると、二、三人組で互いに持ち上げる、運ぶなどの運動と、二、三組と書いてありまして、その発展が人間ピラミッドになるのかな、どうなのかなとは思いますが、そこはいいです。

質問いたします。体力向上や集団で披露する競技は、ほかにもあります。また、危険性が高いことから、市内の中学校では1校を除いて廃止されている中、小学校において組み体操、特に人間ピラミッドやタワーを行う目的について、再度お聞かせください。

山本義幸 教育部長

1回目の答弁と重なる部分もございますが、組み体操を行う目的でございますけれども、体づくり運動を通じて体力を高めることでございます。また、日常の体育授業や体力向上の取り組みの成果を保護者や地域の方々に発表する目的もございます。運動会の種目については各学校で判断し、その価値等を見きわめて実施しておりますが、現在、小学校では全12校で組み体操が運動会の種目として適切であると判断し、行っております。

先ほど中学校のお話もございましたが、中学校では、練習に時間を要するため、実施している学校は1校でございます。危険であるということよりも、授業時数の確保のために種目を変更したものでございます。とりわけ運動会に来校される保護者の皆様からも期待が大きいものと認識しておりますので、けがを心配する声もありますが、実施に当たりましては安全対策に万全を期すよう、今後も各学校へ指導してまいります。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。僕も、危険なものは全てやめろと別に言いたいわけではなくて、組み体操に関しては危険性が特別に高いというデータが出ていることから、今後、教育委員会におきましても、今まで小さい事故はあったけれども、重い障害を残す事故や死亡事故は起きていないから、今後も大丈夫だろうとは安易に考えずに、それでもなお実施するのであれば、しっかりと人間ピラミッドなどを行う必要性を認識した上での安全対策を今後もさらに徹底していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。それでは、件名1の質問を終わらせていただきます。

2. 子育て情報について

- (1) 「戸田市子育て応援ブック」に、予防接種や医療機関の情報、各公共施設の子供向けイベント、市内のお祭り情報を掲載するなど、さらに内容を充実させてはどうか。
- (2) 子育てサイトについて。
 - ①官民連携事業「子育てタウンプロジェクト」に参加してはどうか。
 - ②歯科診療所及び小児科のある医療機関をリンクづけした一覧ページを作成してはどうか。
 - ③里親制度の紹介ページを作成してはどうか。
- (3) 市内外の若者へのシティセールスとして、戸田市の子育て支援策をアピールする看板を設置してはどうか。

真木大輔

件名2、子育て情報についてに移らせていただきます。

まず、(1)子育てブックについてでございます。

まず、昨日、手塚議員の一般質問でも取り上げておられましたが、この戸田市のハザードブックがございます。こちら防災に関する情報が1冊にまとまっているので、一家に1冊として家に保存する機になるものかと思えます。子育てに関しても戸田市は子育て応援ブックもつくられており、こちらもよくできておりました、年々改良されているんですが、僕は、ほかの自治体の子育てブックなどをいろいろ見てみますと、いろいろさらに改善の余地があるのかなと思ひまして、質問させていただきました。

まず1つ目に、予防接種や医療機関の情報などについて、さらに充実させることができるのではないかと思います。戸田市では、子育て応援ブックのほかに、このように戸田市保健ガイドといって保健センターが出しているものと思うんですが、成人保健、親子保健、予防接種など、いろいろな情報が載ってまして、子育てに関する部分だけでも子育て応援ブックに載せてもいいのではないのかなと思ひます。

あと一つは、各公共施設で実施されている子育てイベントや、またお祭りの情報に關しまして、現在は必要事項を載せているだけのような感じです。例えば図書館であったら開館時間が載っているだけとかですので、そこで例えば行われている読み聞かせのイベントであったり、またお祭りの情報なども、読んで参加したくなるような説明を加えてはどうかと思っております。もちろんページ数の増加が必要になるとは思ひますが、現在、この年度版の冊子におきまして結構1枚のページが厚いので、そういうのをちょっと薄くすれば予算的にもそこまでかからないのかなと思ひますので、そこで、お伺いいたします。子育て応援ブックの内容を充実させてはいかがでしょうか。

続きまして、(2)子育てサイトについてでございます。

①子育てタウンプロジェクトについてです。戸田市のホームページが近いうちにリニューアルするというのですが、それを機に子育てサイトをつくってはどうかという提案でございます。

戸田市では、市役所のホームページ内に子育て情報をまとめたページは用意しておりますが、自治体によっては市役所のホームページとは別建てで、お母さん方にとっての利便性が高い子育てサイトを用意しているところがあります。自治体がみずからそのような子育てサイトを作成したり、またその自治体にあるNPOに委託をしていたりするそうですが、さすがにそこまで要求するのは酷かなと思っている中、この子育てタウンプロジェクト、別名「ママフレ」というものを知りました。

こちらは民間事業者が作成したひな形に各自治体の情報を入れ込むだけで子育てサイトが作れる官民連携事業でございます。メリットの1つ目としては、無料であること。サイトの広告収入で運営しているために、無料でできるということです。

メリットの2つ目は、使いやすいということです。自治体のホームページ用に開発されたユニバーサルメニューというものがあるそうです。例えば3クリック以内で必ず必要な情報に到達できるというものだそうです。

メリットの3つ目は、見やすいということです。子育てサービスの説明のページが全て共通のデザインになっていることから、必要な情報が探しやすいという市内のお母さん方にとってのメリットはもちろんです。全ての自治体の子育てサービスの説明ページが共通ということで、市外の方が戸田市に引っ越しを検討する際の自治体間の子育てサービスを比較する際にも便利かなと思います。

また、スマホやタブレットなどの電子機器ごとにデザインが最適化されるレスポンシブデザインというものも採用しているとのこと。現在、68の自治体が参加しておりまして、毎週のように新たな自治体が参加している状況です。

そこで、お伺いいたします。官民連携事業、子育てタウンプロジェクトに参加してはいかがでしょうか。

続きまして、②小児科などのリンクづけページについてでございます。

こちらは市内のお母さん方から要望があったものです。早速質問いたします。歯医者さんや小児科のある医療機関の診療時間やホームページへのリンクが載った一覧のページを作成してはいかがでしょうか。

③里親制度の紹介ページについてでございます。

私、先日、埼玉県主催の里親シンポジウムに参加いたしました。そこで、お伺いしたことなんですが、日本は里親の委託率が1割、残り9割は施設で育てているということです。これは欧米諸国と比べて施設の割合が高くなっているとのこと。施設を出た子供のほとんどは、その後、貧困生活者になってしまい、また、施設を出た子の半分近くは、その後連絡がとれなくなるとのこと。

国は、里親委託率の向上に力を入れておりまして、自治体によっては、さまざまな努力

により里親委託率を3割近くまで大幅に伸ばしていくところもあるということです。埼玉県も、一人でも多くの方に里親になってほしいと力を入れているところですが、県内の里親を必要としている子供1,900人のうち、里親に預けられている子供は300人と約15%にとどまっております。里親制度につきまして私もそこで初めて知ったのですが、養育里親というものでしたら月7万2,000円が支給され、専門里親というものであれば月12万3,000円が支給されます。それに加えて一般生活費として月約5万円、そのほかに幼稚園費や教育費、医療費なども支給されるということです。

そこで、質問いたします。里親の呼び水とするべく、里親制度の紹介ページをホームページ内に作成してはいかがでしょうか。

(3)シティセールスの看板についてでございます。

現在、人口減少社会と言われ、自治体によっては、市内の出生率を上げて出産年齢の女性人口流出が上回るとの研究結果が出ております。今後、自治体間で若い世代のとり合いになるのかと考えております。戸田市は都心に近く、住みやすいまちであり、平均年齢も低いということから、これらの利点を若い世代の人口獲得につなげるべきであると考えます。例えば流山市では、母になるなら流山市という宣伝を行い、子育て世代の獲得に成功いたしました。

そこで、質問いたします。戸田市においても、若い世代に向けたシティセールスとして子育て支援策をアピールする看板を設置してはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

三木由美子 こども青少年部長

2、子育て情報について、(1)、(2)について順次お答えいたします。

初めに、(1)戸田市子育て応援ブックの内容を充実させてはどうかについてお答えいたします。

子育て応援ブックは、子育てに関する制度などについて関係各課の協力のもと情報を集約し、毎年度見直し、発行しているところでございます。御質問の内容につきましては、掲載内容や見やすさなどの工夫をし、必要なページ数の増加なども調整しながら、来年度の発行に向けて、わかりやすく、興味が持てるよう、さらなる内容の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、(2)子育てサイトについて、①子育てタウンプロジェクトの参加についてお答えいたします。

現在、市では、子育てサイトとして市ホームページ上に子育てについての情報を集約した子育てのページを設けております。御提案いただきました子育てタウン「ママフレ」は、費用負担なく参加できるなど、さらなる子育て情報の周知方法として有効な手段の一つとして考えられますので、参加している他市の事例や効果等を参考とし、既存の子育てのページとの整合性なども考慮しながら、参加について検討してまいりたいと考えます。

次に、②歯科診療所及び小児科のある医療機関へのリンク一覧ページの作成についてお答えいたします。

各医療機関のリンクにつきましては、市内全医療機関の把握など情報収集や情報管理、更新等について課題があることから、まずは蕨戸田市医師会及び蕨戸田歯科医師会のホームページへのリンク等について調整を図ってまいりたいと考えます。

次に、③里親制度の紹介ページの作成についてお答えいたします。

里親制度につきましては、県が所管している事業であります。児童相談所と共催して里親入門講座の開催などを実施しているところでございます。御質問のとおり、非常に重要な制度でありますことから、早速、市ホームページでの掲載や県のリンクを張るなど制度の紹介に努めてまいります。

以上でございます。

梶山浩 政策秘書室長

(3)の戸田市の子育て支援策をアピールする看板を設置してはどうかとの御質問に対し、シティセールスの視点からお答えをいたします。

議員が述べられているように、今、我が国は人口減少時代に突入をしております。さらにショッキングなニュースとしては、増田寛也元総理大臣を座長とする日本創生会議から、2040年までに20歳から39歳までの若年女性人口が50%以上減少し、消滅する可能性がある市区町村は、全国で約900に上るとの報道がなされました。公表されたリストには戸田市は入っていないわけではありますが、国の推計人口等を見ましても、近い将来確実に人口減少が進行していくことは避けられないものと危惧をしております。

そのため、いわば人口争奪をかけた都市間競争に対しましては、効果的なシティセールス活動の推進により、活力ある若い世代を戸田市に呼び込むとともに、現に戸田市にお住まいの方々にも定住意識を高めていただくことが重要となってまいります。

シティセールスの類型は、一般的に観光型、産物型、居住地型、企業誘致型、イベント型の5タイプに分類でき、戸田市は、住環境とその住みよさを売りとする居住地型タイプになると考えられます。その点、戸田市が積極的に取り組んでおります安心して子供を産み育てるための子育て支援の充実、住みやすさという都市イメージの確立につながるものと考えます。それゆえ、その取り組みを紹介する看板の設置は大変効果的なシティセールス活動の一手段であると思っておりますので、予算の関係もあり、具体的な設置時期は未定であります。こども青少年部と調整しながら設置について検討してまいりたいと思っております。

以上です。

真木大輔

どうもありがとうございました。

では、(3)についてのみ再質問をさせていただきたいと思っております。

ことし3月に政策研究所のシンポジウムに私も参加させていただきまして、そこで戸田市の子育て支援に関する調査・研究の発表がありました。

そこで、質問いたします。その研究成果の中で、若い世代へのシティセールスに何か生かせるものはありませんでしょうか。

梶山浩 政策秘書室長

政策研究所と目白大学社会学部地域社会学科で共同研究をいたしました子育て支援活動に係る市民の皆様からの意見についてお答えをいたします。

昨年度実施いたしました戸田市における子育て支援活動調査は、20歳代から50歳代の1,500人を対象にアンケート調査を実施し、575人、38.5%の回収率でありました。アンケートの最後には、戸田市の子育て支援に対する自由意見を求める設問があり、この中では、どこに行けば情報がもらえるのか掲示してほしい、どんな支援が受けられるのかを継続的に情報提供してほしい、駅など誰でも目につきやすい場所に子育て支援の取り組みを掲示して、若者も知りやすい環境をつくってほしいなどの意見がありました。これらアンケートから得られた貴重な意見を参考といたしまして、市といたしましても、議員御提案の看板設置の検討を既に開始しております。

現在、戸田市にお住まいの未婚の若者には、戸田市で結婚し、子育てをしていこうとする意識を抱き、高めていただくこと、あわせて流出を防止すること、また現在、市外にお住まいの若者には、戸田市への移住のきっかけの一助となること、これらを実現していくためには、戸田市の子育て支援策を目に見える形で理解していただくことで、看板の設置は重要な役割を果たすものと考えております。

真木大輔

どうもありがとうございます。その看板の設置場所についてなんですけれども、文化会館では例えばきやりーぱみゅぱみゅとか、元JUDY AND MARYのYUKIなど、若い世代や子育て世代に人気の歌手がコンサートを開いているということで、実際に私も、戸田駅から文化会館にかけての道路を若い男女がぞろぞろと歩いているのをよく見かけます。その道路の脇に市保有の駐車場や、また区画整理事業用の土地などがありますので、そこに例えば子育て支援策をアピールする看板を設置すれば、そのような市外の方に戸田市は子育てに力を入れているんだなというようなすり込みを行うこともできるのではないかと考えます。

そこで、伺いいたします。看板設置場所として、戸田駅から文化会館にかけての道路に面した市保有の土地などが適していると考えますが、いかがでしょうか。

梶山浩 政策秘書室長

御提案をいただきました看板の設置場所についてお答えをいたします。

戸田駅は、文化会館でコンサートが開催される場合、市外からの多くの若者が乗降いたします。また、議員御提案の設置場所のほかには、戸田公園駅も全日本選手権や大学選手権等のボート競技大会が開催される場合、応援や観戦のため多くの若者が乗降していることを目にしております。これら駅を利用する市外の若者たちが戸田市の取り組んでおります子育て支援策を目にすることにより、将来戸田市に移り住む、そして結婚、子育てを考えることを誘発できることも期待できます。

その意味で、駅前や施設への経路付近に設置することは効果的であると思いますので、議員御提案の設置場所についても候補の一つといたしながら、こども青少年部と調整し、設置場所を検討してまいりたいと思います。

真木大輔

どうもありがとうございます。では、御検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

3. 自転車ルールの啓発について

- (1) 市職員及び教職員が勤務中に乗る公用自転車の前かごに、逆走自転車に対する啓発として、矢印を付した「自転車は左」の表示をつけてはどうか。
- (2) 市職員及び教職員に対する自転車ルール講習会を開催してはどうか。

真木大輔

では、件名2は終わりました、続きまして件名3、自転車ルールの啓発についてお伺いします。

日本は、世界の中でも自転車保有率は高いんですが、その保有率が高い国々と比べても自転車事故の割合は圧倒的に高くなっております。その理由は、日本が先進国で唯一自転車の歩道通行が状況によっては許されていることがその原因になっています。極端な例えですが、海外では自転車は原付バイクのような扱いで、車道を走るものとされております。そう考えると、現状における日本の自転車は、車道も歩道も走る原付バイクのように考えることができるかと思います。ですので、歩道での歩行者との事故は10年間で1.6倍、自転車同士の事故は10年間で4.7倍と急増しております。また、自転車が歩道を走ることが主な原因となり、自転車事故の7割は交差点で起きております。

このような流れを受け、国としても自転車のインフラ整備、自転車ルールの周知徹底、指導、取り締まりの強化に向けて、警察庁が2011年に通達を、国交省が2012年にガイドラインを出しました。さらに、昨年12月には道交法改正で、路側帯の右側通行が禁止され、本年4月には路側帯右側通行の取り締まりが強化されました。

交差点での自転車事故について説明させていただきたいと思います。まず、自転車が車道を走ると危ないと思われがちですが、車道左側を走る自転車に対する車からのひっかけ事故ですね、追い越そうと思ったり寄せたりで起きる事故は、自転車事故のうち、わずか3%でございます。自転車事故のうち交差点での事故が、先ほど申しましたが、71%になっております。

そこで、配付資料をごらんいただきたいと思います。配付資料の参考資料の①、こちらをもとに説明させていただきたいと思います。なぜ交差点で自転車事故が起こりやすいのかについて説明したいと思うんですが、まずこの表では、Aという車が路地から大通りに入ろうとしている状況です。そこでの自転車との出会い頭事故の件数をあらわしたものです。件数を見ますと、一番多いのは車道の奥のほうを右側通行している自転車が30件ですね。しかし、この括弧の中は、仮にその場所を100万台自転車が通ったとしたときの事故の件数ということで、事故発生率というものが括弧の中に表示されておりまして、それを見ますと、一番危険なのは④、車道を右側通行する自転車、こちらの危険性が特に高く

なっております、例えば②の歩道の左寄りを左側通行する自転車の約 50 倍危険性があるというデータが出ております。

このAという車が路地から大通りに入るときに、どういう流れかといいますと、まず横断歩道の前で一時停止します。そして、歩行者がいるかを確認し、いないと思えば大通りに出ようとします。そのとき、例えば左折するのであれば、Bという車もしくはBという車の周辺にあるバイクなどを意識します。そうすると、①の車道左側を走る自転車には意識が向きます。オーケーだと思って曲がろうと思ったら、そのときに歩道からスピードのある自転車に来て、出会い頭事故が起きてしまうと。それが事故の状況になっております。

そのほかに、例えばBという車が大通りから路地に左折して入ろうとするときに、どこを見るかという、やはり自分の車の周辺にいるバイク、この場合で言うと、①の車道左側を走る自転車には意識が向きます。そこで、例えば自転車とかバイクがないと思えば左折します。横断歩道にかかるころに一瞬だけ歩行者がいないか、ずっと確認はしますが、そこで曲がろうとしたときに、スピードのある自転車が歩道からやってきてぶつかる。それが出会い頭事故の原因になっています。

Cの車が右折で入るときにも、やはり意識はBという車及びBという車周辺のバイクに意識が向いて、大丈夫だと思って路地に入ろうとすると、スピードの速い自転車がやってきて出会い頭事故が起きてしまうと。このようなことが原因となって、現在、日本では交差点での出会い頭事故が多くなっているという状況です。

歩道を通る自転車は、自転車にとっては安心であります。そして、自動車にとっても自転車が歩道を走行してれば安心ではありません。しかし、その安心と安心が合わさると、互いに気づくことができずに、交差点での出会い頭事故が起きてしまいます。自転車が車道左側を走行すると、自転車にとっては車と近いので恐怖心があります。自動車にとっては邪魔だなとか警戒心があります。しかし、その恐怖心と警戒心が合わさることでお互いに気づいて、車道においても交差点においても安全だということが逆に導かれます。海外の国々においても、同様に歩道通行は危険というデータが出ております。

自転車の車道左側走行を徹底すれば自転車事故は大きく減ります。そこで、実際に自転車はどのように走ればいいのかといいますと、まず原則として、できる限り車道左側を走る。しかし、車道左側走行が難しいとき、また子供や高齢者は例外として車道寄りの歩道を徐行することができます。この徐行というのは、時速6キロから8キロの早歩き程度の速さの通行が認められております。このような道交法上の自転車ルールを理解と、それに沿った実際の道路、例えば歩道のある道路、路側帯のある道路、そして自転車レーン、あとは交差点など、実際の道路での走り方の習得が必要になるということです。

戸田市は、交通手段としての自転車分担率が、これは少し古いデータしかありませんが、県内の10万人以上の22市町村の中で19.6%と1位になっております。その点におきましても、戸田市において自転車ルールの徹底は必要なことなのですが、まずは子供にとつ

て親が模範であるように、市職員や教職員が市民や子供たちの模範になるべきだと考えます。

そこで、質問をいたします。まず、(1)についてでございます。配付資料の②、こちらをごらんください。こちらは車道や路側帯を逆走する自転車への啓発となります。逆走する自転車と向かい合いですれ違うことで、本来自転車は左側通行、矢印のあっち側を走らなければいけないよというような動く啓発物となり、効果的かと思えます。

そこで、質問いたします。市職員及び教職員が勤務中に乗る公用自転車の前かごに逆走自転車に対する啓発物として、矢印を付した「自転車は左」の表示をつけてはいかがでしょうか。

続きまして、(2)についてでございます。市民や子供たちの模範となるには、先ほど申しましたように、自転車ルールを学び、そして走り方を身につける必要がありますが、これは案外簡単なことではございません。

そこで、質問いたします。市職員及び教職員に対する自転車ルール講習会を開催してはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

伊藤幸子 市民生活部長

3の自転車ルールの啓発について、(1)の公用自転車の前かごに逆走自転車に対する啓発として、矢印を付した表示をつけてはどうかとの御質問についてお答えいたします。

子供の模範は親であり、市民の模範は市職員や教職員であるべきとの議員の御意見については、私も同感でございます。戸田市では、自転車利用者が年々増加結構にあり、自転車に関係する事故が大変多いことが課題となっております。昨年、人口1万人当たりの自転車事故の発生率は県内ワースト2位という、大変残念な結果でございました。事故を減らすためには、より多くの方に自転車の乗り方を含めた正しい交通ルールを周知していくことが重要であると考えます。

市民の模範となるべき職員が機動力のある公用自転車を使用しながらルールを周知していくということは、大変効果的であるというふうに考えます。特に先ほど議員のほうから大変詳しく御説明がありましたように、自転車の車道左側通行が徹底されれば、自転車事故の減少につながるものと思います。現在、市では、自転車交通ルールの遵守と啓発を兼ねて「守りましょう。自転車マナー、交通ルール」と「防犯安全パトロール」と両面表示した自転車反射プレートの前かごにつけて通勤するよう自転車通勤の職員に協力を求めています。

議員御提案の勤務時間中の自転車ルールの啓発につきましても、積極的に進めてまいりたいと思いますが、現在、公用自転車には「子ども安全パトロール」と表示した反射プレートをつけています。防犯も交通安全も双方とも大変重要な課題でございますので、自転車の反射プレートについては、文言も含め関係部署と検討してまいります。

次に、(2)の市職員及び教職員に対する自転車ルール講習会を開催してはどうかについてお答えいたします。

市では、職員を対象に平成 24 年度と 25 年度に人事課主催の教養講座として、自転車安全運転講習会を開催しております。この講習会については、昨年 12 月に道路交通法が改正されたことも踏まえ、今年度も実施する予定でございます。多くの職員が通勤や勤務中に自転車を利用しておりますが、職員が自転車安全ルールを知らなければ市民の模範となることはできませんので、関係部署と連携を図りながら啓発に努めてまいります。

以上でございます。

山本義幸 教育部長

続きまして、件名 3 の教育委員会所管部分、教職員への対応についてお答えいたします。

(1)自転車の表示についてでございますが、教職員が使用する公用自転車への表示につきましては、先ほど答弁がございましたが、市民生活部と連携し、検討してまいります。

(2)自転車ルール講習会についてお答えいたします。

現在、市民生活部や埼玉県警の協力のもと、小学校では 4 年生に交通事故から身を守るための技術とルールやマナーを身につける子ども自転車免許制度を実施しております。また、中学校では、スタントマンによる事故の実演を通して交通安全意識の高揚を図るスケアード・ストレート教育技法を用いた交通安全教育を実施しております。ほかにも、学校では年に 1 回以上交通安全教室を実施することとなっております。

これらの講習会を通して、教職員も児童生徒とともに研修を深め、自転車ルール等交通安全に対する意識を高めております。

さらに、教職員が集まる会議や研修会でも、自転車ルールに関する法令についての内容を取り入れ、研修を深めております。学校へは、蕨警察署と連携し、既に自転車ルールに関する交通事故防止の通知を送付し、児童生徒に指導の徹底を図ってまいりました。

今後、学校への教職員事故防止の通知にも自転車運転についての内容を加えるなど、自転車ルールを全教職員に周知徹底してまいります。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。

では、(1)について再質問いたします。先ほど御答弁で、その文言も含め、検討していただけるということですが、こちらは視覚に訴える大きな矢印がポイントなのですが、その点についていかがでしょうか。

伊藤幸子 市民生活部長

確かに文言だけでは瞬時にわかりにくいということはあるかと思えます。真木議員が御

提案の矢印のように視覚に訴えるものというのは、とても大事だと思いますので、今後、作成に当たっては、そういう視覚に訴えるようなものを検討してまいりたいと考えております。

真木大輔

ありがとうございます。

では、続きまして、埼玉県警は昨年7月、ハイパー・サイクル・ポリス、HCPと略しているものなのですが、その試験運用を開始しました。このハイパー・サイクル・ポリスとは、海外の警官のようにクロスバイクに乗って、そしてヘルメットを着用し、手信号を含めた交通ルールを遵守しながら、自転車の指導、取り締まりに特化した警官のことで、戸田市内においてもたまに見かけまして、これはママチャリに乗った今までの警官に比べて断然格好いいということで、市民のよい模範となるのではないかと考えます。

そこで、伺います。戸田市においてもハイパー・サイクル・ポリス同様の自転車マナー指導の啓発隊を組織してはいかがでしょうか。

伊藤幸子 市民生活部長

埼玉県警がハイパー・サイクル・ポリスを組織し、クロスバイクに乗って日常的にパトロールするというのは大変全国的にも珍しいというふうに聞いております。先ほど御提案いただいたような啓発表示をつけた自転車で職員が市内を走行することにより、自転車安全利用の啓発効果は大いに向上すると思います。しかし、ハイパー・サイクル・ポリスのように自転車ルールに精通した職員ばかりではございません。自転車の安全利用の啓発を行うわけですから、市民のお手本となるような正しい乗り方、また交通規則を熟知していなければならないというふうに思います。

蕨警察署に御協力をいただき、まずは交通安全担当職員のスキルアップを図り、その後、多くの職員に広めていき、現在実施している職員による防犯パトロールにおいても自転車を活用できればと考えております。

真木大輔

どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。先ほど御答弁にもあったように、自転車の乗り方、そしてルールの習得は簡単じゃないです。なので、海外の自転車先進国では、子供のうちから何日間もかけて学科と実地の自転車の講習がある状況ですので、職員のスキルアップをぜひ図っていただきたいと思います。

続きまして、(2)に関しまして総務部に再質問をいたします。自転車ルールの先ほど教養講座として自転車を今年度も扱っていただけるとのことですが、新規採用職員研修においても自転車ルールの周知徹底や遵守意識の向上を図ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

奥墨章 総務部長

最初が肝心だと思います。新人研修におきましても、交通安全の徹底を図ることは大切だと考えてございます。今後、担当課とも調整しながら検討してまいりたいと存じます。

なお、現在人事課では、採用内定者、これに対しても採用日が来るまでの間、ホームページで互いに掲示板を通じまして職員の心得などを今現在通知しているところがございますので、この掲示板の中におきましても、交通安全、そして特に今回の自転車の交通ルールの徹底、この辺も十分周知していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

真木大輔

ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

では、以下、教育委員会に再質問をいたします。(2)の講習会についてでございます。

先ほど御答弁で、教職員はしっかり自転車安全の意識や自転車ルールの研修を深めているという文言がございましたが、私が実際市内で見ると、教職員の方々にもそのような意識があるとは思えないかなと思います。

そこで、私が提案したいのが戸田市教育フェスティバルでして、こちらは年に1回、全小中学校の教職員が集まって有識者の講演を受けるものです。私も、ことしの1月にいじめをテーマにした講演を聞き、とても勉強になりました。ほぼ全ての教職員が集まるこの教育フェスティバルにおいて、自転車ルールの必要性をテーマにした講演を開くべきと考えます。

そこで、まず伺いいたします。戸田市教育フェスティバルの過去5年間の講演内容とテーマ選定の指針について教えてください。

山本義幸 教育部長

教育フェスティバル、過去5年間の内容、選定の指針でございます。

まず、平成21年には、携帯電話の使用やネットいじめなど、情報モラル教育に関する内容で実施をしております。22年には、特別支援教育の今後のあり方に関する内容でございます。23年は、新学習指導要領全面実施を踏まえ、言語活動の充実に関する内容で実施をしております。24年は、ネット社会の危険から子供を守るため、情報リテラシーに関する内容で実施をいたしました。25年につきましては、いじめ問題に関する内容でございます。

テーマ選定については、埼玉県教育振興計画や第2次戸田市教育振興計画、そして先ほど申し上げました教育に関する今日的課題をもとに、その時期に最も研修を深めるべきと思われるテーマを設定してきた次第でございます。

以上でございます。

真木大輔

どうもありがとうございます。私、過去の市内小中学生の自転車事故のデータをいただいたんですが、3年分しかいただけなかったんですが、それをちょっと読み上げますと、平成23年度は、自転車事故に遭った小学生は14人、中学生は4人、合計18人、平成24年度は、小学生13人、中学生6人、合計19人、平成25年度は、小学生13人、中学生6人、合計19人と、3年間の合計で56人の子供たちが自転車事故に遭っているということです。

幸い少なくともこの3年間は命にかかわる事故はなかったとのことですが、自転車に乗る子供たちの事故は一向に減っておりません。本気で減らそうと思うのであれば、それぞれの自転車事故の状況を分析して、その対策を考えることなどもできるかなと思います。家庭はもちろんですが、子供たちが多くの時間を過ごす学校側も自転車ルールの周知徹底は、いじめ対策などと同様、子供たちの安全にかかわる大切なものであるとの認識をきちんと持つべきであると考えます。

そこで、質問いたします。今年度、つまり来年1月の教育フェスティバルの講演会のテーマを自転車ルールの必要性などにはいかがでしょうか。

山本義幸 教育部長

先ほどのテーマ選定にも関係してまいりますけれども、毎年、教育に関する今日的課題のテーマを選定し、専門家を招聘しての講演会を実施というのがフェスティバルの趣旨でございます。自転車ルールの啓発につきましては、貴重な御意見として受けとめ、テーマ選定の候補の一つとして研究をさせていただきます。

また、議員がおっしゃる専門家を招聘しての講演会につきましては、各学校や市校長会主催の安全教育部会というのがございますので、そちらへも御紹介させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。先ほど今日的なテーマというのをおっしゃっているんですが、自転車に関して警察や市の担当課の方々も自転車ルールの必要性をしっかりと認識し始めておられて、世の中の意識も徐々に変わってきております。そういう意味では、自転車も今日的なテーマかなとは思いますが、学校や教育委員会も、自転車ルールや運転の仕方について、いま一度しっかり見詰め直していただきたいと思います。そのためにも、そして子供たちの安全のためにも、自転車ルールの必要性についての講演実施を要望させていただきます。

では、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。